

令和2年(2020年)6月22日

施設長様
事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

兵庫県対処方針の段階的な見直しに係る障害福祉サービス等事業所の対応について

このたび、6月1日から3週間程度の県内感染状況等を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されたことから、障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策についても、県から下記1のとおり見直しがありましたので、引き続き、十分な感染防止対策を徹底した上での事業実施をお願いいたします。

記

1 県対処方針

- (1) 施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- (2) 面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等の活用をお願いします。
- (3) 感染発生時を想定した衛生用品の確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。

2 姫路市における対応

- (1) 感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を継続してください。利用自粛の協力を求める必要はありません。事業所で感染者又は濃厚接触者が発生した場合を除き、事業所の都合で電話等による支援を行う場合は、請求の対象とはなりません。

なお、通所・短期入所等サービス利用者について、感染のおそれから、利用者の判断で欠席した場合は、電話や訪問などで、利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

ただし、全く通所しない状況が続くようでしたら、支給決定内容の見直しの必要もあると考えられるため、見直しについて障害福祉課に相談するよう、相談支援事業所及び利用者にお伝え下さい。

また、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)の利用者で、平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の5(3)「在宅において利用する場合の支援について」の適用が必要な場合はご相談ください。

- (2) 人員基準や加算に係る人員配置については、7月1日以降人員基準及び運営基準に則ったサービス提供をお願いします。

職員が在宅勤務した時間は事業所での勤務時間としては認められません。(※常勤職員が在宅勤務した場合、常勤職員とは認められなくなります。在宅勤務した時間は、常勤換算数の計算に含めることができません。)

令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」は、事業所で感染者又は濃厚接触者が発生した場合には適用することができます。

- (3) 放課後等デイサービス及びタイムケアについては、上記(1)及び(2)にかかわらず、6月末までは、5月29日付姫路市通知「兵庫県対処方針の変更に係る障害福祉サービス等事業所の対応について」のとおりとします。7月以降については、後日通知します。
- (4) 相談支援事業所については、感染防止対策を厳重に徹底した上で、利用者の居宅、精神科病院(入院の場合)又は障害者支援施設等(入所の場合)を訪問し、モニタリングを実施することを基本とします。

ただし、利用者が、感染のおそれから居宅等への訪問を拒否される場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもってモニタリングを実施することを可能とします。その際、訪問調整を行った事実及び訪問できなかった状況・理由等を記録し、5年間保存するようお願いいたします。

なお、事業所で感染者又は濃厚接触者が発生した場合を除き、事業所の都合で居宅等の訪問を行わない場合は、請求の対象とはなりません。

- (5) 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当(電話 079-221-2454)